

24伊監第50号  
平成25年3月8日

伊那市長 白鳥 孝 殿  
伊那市議会議長 伊藤 泰雄 殿  
各執行機関の長 殿

伊那市監査委員

加藤 正 光  
井上 富 男  
飯島 尚 幸

釣銭及び金庫内容物監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、釣銭及び金庫内容物監査を実施しましたので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

# 平成24年度釣銭及び金庫内容物監査報告書

## 第1 監査の期日

平成24年10月22日から11月6日

## 第2 監査の対象

現金を扱っている課等58箇所

## 第3 監査の方法

会計管理者及び会計課と監査委員事務局が合同で3班をつくり、各課等の事務担当者立会いの下、以下の確認等を行った。

### (1) 釣銭

レジスターまたは金庫等で管理をしている釣銭と「釣銭金額確認表」との突合により確認した。

### (2) 金庫内容物

金庫等で管理している釣銭以外の現金、収入証紙、金券、預金通帳等と「金庫内容物確認表」との突合による確認を行い、事務処理方法等について聞き取り調査を実施した。

## 第4 監査の結果

監査の結果、現金等の保管及び事務処理については、以下のとおり一部に改善を要する点が見受けられたので、早めの対応に努められたい。

なお、別紙「平成24年度 釣銭及び金庫内容物監査 各部署・施設の状況」にて、部署・施設ごとの監査結果を載せてあるので、合わせて確認いただきたい。

### (1) 釣銭の扱いについて

ア 平成20年5月13日付及び平成22年10月15日付会計管理者通知「釣銭の金額確認及び金庫の内容確認について」により、「釣銭金額確認表」は毎日作成し、所属長の決裁を受けることになっているが、係長、所属長の決裁がない部署・施設があったので必ず毎日確認されたい。

イ 釣銭（売上）の取り扱いは、特定の者に任せることなく必ず複数で確認する体制とすること。特に所属長が不在の場合は、代理者が確認を行うようにされたい。

ウ 多額の現金を金庫内で保管することが無いよう、一定の期日を決めて定期的に入金処理されたい。

エ 専用の領収印がなく領収書を発行していない施設や、施設長等の

印鑑で領収書を発行している施設があったので、領収印を作成し正規の領収書を発行するよう対応願いたい。

(2) 金庫内容物について

ア 平成20年5月13日付及び平成22年10月15日付会計管理者通知「釣銭の金額確認及び金庫の内容確認について」により、「金庫内容物確認表」を毎月末に会計課へ提出することになっているが、未作成や未提出の部署・施設があったので徹底されたい。

イ 「金庫内容物確認表」に記入がないものが散見されたので、正確に記入されたい。

ウ 個人的な現金やUSBメモリ等が見受けられたので、保管することのないよう徹底されたい。

エ 切手の残数と受払簿の数が転記ミスにより一致していないものがあつた。残数について帳簿との照合を徹底されたい。